

一問一答

2025

法学&実務

目次
Contents

法学編 p.009

実務編 p.091

一問一答の使い方

● 本書のつくり

- ・昇任試験でよく問われる問題を厳選収録した一問一答形式の問題集です。

昇任試験頻出問題を
厳選して出題して
います。

| 1 憲法総論 | |
|--|---|
| 基本原理 | |
| 001 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 基本的人権とは、人が人であることにより生まれながらにして有する権利であり、国家以前の権利であって、原則として行政、立法その他いかなる権力をもってしても侵すことができない。 | 日本国憲法が保障する権利が普遍的な基本的人権であり、原則として、それを侵害することは許されない。 |
| 天皇 | |
| 002 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 天皇は、日本国と日本国民統合の象徴と位置づけられている。 | 憲法1条は、天皇が国の象徴たる役割を持つこと、天皇の地位が国民の意思にその存立を有することと同時に憲法が国民主義を基礎としていることを定めている。 |
| 003 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 国会は、天皇の国事行為に関して助言と承認を行い、その責任を負う。 | 「国会」は誤り。天皇の国事行為に関して助言と承認を行い、その責任を負うのは、「国会」ではなく、「内閣」である（憲法3条）。 |
| 2 基本的人権総論 | |
| 総論 | |
| 004 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 国民は、憲法が保障する自由及び権利を保持しているが、これを濫用してはならず、公共の福祉のために利用する責任を負う。 | 憲法によって保障された権利や自由を目的外に利用することや正当な範囲を超えて行使することは、権利の濫用に当たり、許されない。 |
| 005 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 憲法は、基本的人権について、侵すことのできない永久の権利であり、現在及び将 | 憲法11条後段。 |



全問アプリで解くことができます！

一問一答 2025 全問配信！

昇試対策アプリ

KORON PASSPORT の使い方

Step 1 アプリ「KORON PASSPORT」をダウンロードしましょう



Step 2 会員登録をしましょう

1.会員登録を選択

会員登録

※はじめて利用される方はこちら会員登録をお願いします。

ログイン画面下部の会員登録を選択

2.必要事項を入力

会員登録

メールアドレス

パスワード
6桁～10桁の半角英数字で入力してください。

入力

確認用

3.メールを受信

会員情報登録後にメールが届きます。メールに記載のURLへアクセスすると会員登録が完了します。

Step 3 問題を追加しましょう

1.シリアルナンバーを入力

学習内容を選択

すべて 実践SA50問 一問一答 県版

画面上の アイコンをタップして懸賞ハガキ記載のシリアルナンバー(数字12桁)を入力してください。

2.問題を追加

シリアルナンバー入力後、問題の横にある をタップすると問題がダウンロードされます。

すべて 実践SA50問 一問一答 県版

2018年6月号

2018年5月号

問題をダウンロードしたら学習を開始しましょう！

法学編

憲法

| | |
|-----------|-----|
| ① 憲法総論 | 010 |
| ② 基本的人権総論 | 010 |
| ③ 精神的自由権 | 011 |
| ④ 人身の自由 | 012 |
| ⑤ 経済的自由権 | 014 |
| ⑥ 社会権の基本権 | 015 |
| ⑦ 受益権と参政権 | 016 |
| ⑧ 国民の義務 | 017 |
| ⑨ 国会 | 017 |
| ⑩ 内閣 | 019 |
| ⑪ 裁判所 | 020 |
| ⑫ 地方自治 | 020 |
| ⑬ 憲法改正 | 021 |

行政法

| | |
|---------|-----|
| ① 警察法 | 022 |
| ② 警職法 | 025 |
| ③ 行政法総論 | 031 |
| ④ 公務員法 | 032 |
| ⑤ 行政救済法 | 033 |

刑法

| | |
|---------------|-----|
| ① 罪刑法定主義 | 035 |
| ② 刑法の場所的適用範囲 | 036 |
| ③ 刑法の時間的適用範囲 | 037 |
| ④ 刑罰の種類と適用 | 037 |
| ⑤ 構成要件該当性 | 038 |
| ⑥ 違法性 | 040 |
| ⑦ 責任(有責性) | 043 |
| ⑧ 未遂 | 045 |
| ⑨ 共犯 | 048 |
| ⑩ 罪数 | 050 |
| ⑪ 個人的法益に対する罪① | 050 |
| ⑫ 個人的法益に対する罪② | 055 |
| ⑬ 社会的法益に対する罪 | 060 |
| ⑭ 国家的法益に対する罪 | 062 |

刑事訴訟法

| | |
|------------------------|-----|
| ① 刑事手続に関与する者 | 064 |
| ② 捜査総論 | 067 |
| ③ 捜査の端緒 | 068 |
| ④ 通常逮捕 | 070 |
| ⑤ 緊急逮捕 | 072 |
| ⑥ 現行犯逮捕 | 073 |
| ⑦ 逮捕後の手続 | 075 |
| ⑧ 逮捕・勾留に関する諸問題 | 075 |
| ⑨ 令状による捜索・差押え | 076 |
| ⑩ 令状によらない捜索・差押え | 077 |
| ⑪ 捜索・差押えの実施 | 078 |
| ⑫ 電磁的記録に関する新たな 捜査方法 | 081 |
| ⑬ その他の物的証拠の収集 | 082 |
| ⑭ その他の捜査 | 083 |
| ⑮ 供述証拠の収集 | 086 |
| ⑯ 証拠等 | 087 |

実務編

総務・警務

| | |
|------------|-----|
| ① 総務・警務・管理 | 092 |
| ② 幹部の役割 | 092 |
| ③ 非違事案の防止 | 093 |
| ④ 犯罪被害者等支援 | 093 |
| ⑤ ハラスメント | 094 |
| ⑥ 監察・懲戒・分限 | 095 |
| ⑦ 福利厚生 | 095 |
| ⑧ 捜査費 | 096 |
| ⑨ 遺失物の取扱い | 097 |
| ⑩ 拳銃の使用取扱い | 097 |
| ⑪ 相談業務等 | 098 |
| ⑫ 留置・護送 | 098 |
| ⑬ 被疑者取調べ監督 | 099 |
| ⑭ 情報管理 | 100 |

生活安全

| | |
|-------------------|-----|
| ① 防犯活動 | 102 |
| ② 人身安全関連事案 | 102 |
| ③ 古物営業、質屋営業 | 104 |
| ④ 安全で安心なサイバー空間の確保 | 104 |
| ⑤ 保護・行方不明者発見活動 | 107 |
| ⑥ 少年警察活動 | 108 |
| ⑦ 風俗環境 | 111 |
| ⑧ 外国人労働者に係る雇用関係事犯 | 112 |
| ⑨ 生活経済事犯の取締り | 112 |
| ⑩ その他の特別法令等違反 | 114 |
| ⑪ 銃砲刀剣類等 | 115 |

地域

| | |
|----------------|-----|
| ① 地域警察の勤務制・運用等 | 116 |
| ② 地域安全活動 | 117 |
| ③ 警ら | 118 |
| ④ 地域警察の警戒活動 | 119 |
| ⑤ 無線指令等 | 121 |
| ⑥ 受傷事故防止 | 122 |

刑事

| | |
|---------------------|-----|
| ① 捜査の基本 | 124 |
| ② 捜査情報の収集 | 124 |
| ③ 被害届・告訴・告発・自首の取扱い | 125 |
| ④ 臨場・現場鑑識 | 125 |
| ⑤ 急訴事案に対する措置 | 126 |
| ⑥ 被疑者の取調べ・参考人等の事情聴取 | 127 |
| ⑦ 盗品等捜査・遺留品捜査 | 128 |
| ⑧ 手配捜査 | 128 |
| ⑨ 手口捜査等 | 129 |
| ⑩ 捜査実務 | 129 |
| ⑪ 組織犯罪対策 | 132 |
| ⑫ 組織犯罪対策要綱 | 132 |
| ⑬ 指掌紋 | 135 |
| ⑭ 現場写真の撮影要領 | 135 |
| ⑮ その他の鑑識等 | 136 |
| ⑯ 検視 | 137 |

交通

| | |
|-------------|-----|
| ① 交通警察活動の基本 | 140 |
| ② 交通規制等 | 142 |
| ③ 交通指導取締り等 | 145 |
| ④ 交通事故事件捜査 | 147 |
| ⑤ 運転者対策 | 148 |

警 備

| | |
|-----------------|-----|
| ① 警備警察 | 151 |
| ② 日本共産党 | 151 |
| ③ 大衆・労働運動 | 152 |
| ④ 極左暴力集団 | 152 |
| ⑤ 特殊組織犯罪 | 153 |
| ⑥ 右翼運動等 | 154 |
| ⑦ 外事警察 | 154 |
| ⑧ 国際テロ | 156 |
| ⑨ サイバー攻撃 | 157 |
| ⑩ 警衛・警護 | 157 |
| ⑪ 治安警備等 | 158 |
| ⑫ 災害警備 | 158 |
| ⑬ 危機管理対策 | 159 |

一問一答

法学編

1 憲法総論

基本原理

| | | | |
|--|---|--|---|
| 001 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 基本的人権とは、人が人であることにより生まれながらにして有する権利であり、国家以前の権利であって、原則として行政、立法その他いかなる権力をもってしても侵すことができない。 | 日本国憲法が保障する権利が普遍的な基本的人権であり、原則として、それを侵害することは許されない。 | ○ |
|--|---|--|---|

天皇

| | | | |
|--|----------------------------------|---|---|
| 002 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 天皇は、日本国と日本国民統合の象徴と位置づけられている。 | 憲法1条は、天皇が国の象徴たる役割を持つこと、天皇の地位が国民の意思にその存立を有することと同時に憲法が国民主権主義を基礎としていることを定めている。 | ○ |
| 003 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 国会は、天皇の国事行為に関して助言と承認を行い、その責任を負う。 | 「国会は」は誤り。天皇の国事行為に関して助言と承認を行い、その責任を負うのは、「国会」ではなく、「内閣」である（憲法3条）。 | × |

2 基本的人権総論

総論

| | | | |
|--|--|---|---|
| 004 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 国民は、憲法が保障する自由及び権利を保持しているが、これを濫用してはならず、公共の福祉のために利用する責任を負う。 | 憲法によって保障された権利や自由を目的外に利用することや正当な範囲を超えて行使することは、権利の濫用に当たり、許されない。 | ○ |
| 005 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 憲法は、基本的人権について、侵すことのできない永久の権利であり、現在及び将来の国民に対し与えられる旨を規定している。 | 憲法11条後段。 | ○ |
| 006 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための形式的な原理と考えられている。 | 「形式的な原理」は誤り。公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的な公平の原理と考えられている。 | × |

| | | |
|---|---|--|
| 007 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 国際慣習法上、国家が自国に危害を及ぼすおそれがある外国人の入国を拒否することは当然の権利であり、外国人の入国を認めるか否かは、国家の自由裁量に属する。 | 判例は、外国人に対しては入国の自由は保障されておらず、国家は外国人の入国を認めるか否かを自由に判断できるとしている（最大判昭32.6.19）。○ |
|---|---|--|

プライバシー権（肖像権を含む）

| | | |
|---|---|---|
| 008 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 警察官が、正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない。 | 最大判昭44.12.24。正当な理由もない写真撮影は、肖像権を侵害する。○ |
| 009 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 警察官が、捜索・差押えの着手に先立ち、令状を被処分者に示している状況をその者の承諾なしに写真撮影することは、肖像権の不当な侵害となる。 | 「肖像権の不当な侵害となる」は誤り。捜索差押手続の適法性を担保するために、令状提示、捜索状況等その執行状況を撮影することは、捜索・差押えに付随する処分として許容される。× |

法の下での平等

| | | |
|---|--|---|
| 010 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 選挙犯罪により刑に処せられた者の選挙権等を停止することは、選挙の公正確保の観点から、合理的差別と認められる。 | 選挙犯罪を犯し刑に処せられた者の選挙権停止は、合理的理由による制限であって、憲法には反しない（最大判昭30.2.9）。○ |
| 011 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 憲法14条1項における法の下での平等とは、法の適用の平等のみを意味し、法の内容の平等は意味しない。 | 「法の内容の平等は意味しない」は誤り。平等を実現するためには、法適用だけでは不十分であるため、憲法14条は法律の内容が平等であることまで求めている。× |

3 精神的自由権

思想・良心の自由

| | | |
|---|---|--|
| 012 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 公務員には、憲法99条を受け、憲法を尊重擁護する旨の宣誓義務が法律により課せられているが、これは思想及び良心の自由を侵すものではない。 | 公務員の憲法擁護義務は憲法99条において規定されており、道義的義務を課したものにすぎないことから、憲法には違反しない。○ |
|---|---|--|

信教の自由

| | | | |
|--|--|--|---|
| 013 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 信教の自由は、その内容として、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由が挙げられる。 | 信教の自由とは、宗教の自由と同義であり、特定の宗教を信じ又は一般に宗教を信じない自由を意味する。 | ○ |
| 014 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 僧侶が病氣治療のために宗教的行為の一種として被害者を殴打するなどの暴行を加えて死亡させた場合、これを傷害致死罪で処罰することは信教の自由に反しない。 | 最大判昭 38.5.15。問題文の処罰は、宗教的行為の自由に対する公共の福祉に基づく制約となる。 | ○ |

表現の自由

| | | | |
|--|---|---|---|
| 015 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 表現の自由は、国民が政府に情報提供を求める権利までを保障するものではない。 | 「保障するものではない」は誤り。情報公開請求権は、必要な情報の開示を国に対し積極的に請求する権利である。 | × |
| 016 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 集会及び結社とは、共同の目的を有する不特定多数の人の集合をいい、一時的、場所的なものを「集会」、継続的、組織的なものを「結社」という。 | なお、単なる群衆は集会ではない。 | ○ |
| 017 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 公権力による検閲は、公共の福祉を理由に認められている。 | 「公共の福祉を理由に認められている」は誤り。検閲は、絶対的に禁止である（最大判昭 59.12.12）。 | × |
| 018 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障の下にある。 | 最大決昭 44.11.26。判例は、報道機関による報道の自由を、表現の自由を規定した憲法 21 条を根拠に認めた。 | ○ |

4 人身の自由

不当な逮捕からの自由

| | | | |
|--|--|---------------------|---|
| 019 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 捜査の過程における被疑者の権利として、現行犯として逮捕される場合を除き、逮捕には令状を要することが憲法上保障されている。 | 憲法 33 条。これを令状主義という。 | ○ |
|--|--|---------------------|---|

| | | | |
|-----|--|--|---|
| 020 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>令状主義は、裁判所・裁判官の事前の審査・判断を受けることに意義があるのであって、事後に裁判所・裁判官の審査を受けることは一切許されない。</p> | <p>「事後に裁判所・裁判官の審査を受けることは一切許されない」は誤り。事後的に令状を受ける緊急逮捕は合憲とされている（最大判昭30.12.14）。</p> | × |
|-----|--|--|---|

不当な抑留及び拘禁からの自由

| | | | |
|-----|---|--|---|
| 021 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>逮捕後の留置は「拘禁」に当たり、勾留は「抑留」に当たる。</p> | <p>説明が逆である。逮捕後の留置が「抑留」に当たり、「勾留」が拘禁に当たる。</p> | × |
| 022 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>抑留又は拘禁に伴い相手方に告げるべき理由とは、犯罪の嫌疑を指すので、罪名のみでなく、犯罪事実について具体的に告げる必要がある。</p> | <p>憲法34条前段にいう「理由」は、単に嫌疑ありとされている罪名だけでなく、嫌疑それ自体の内容である。</p> | ○ |

住居の不可侵

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 023 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>憲法35条の「住居」とは、現に人が住んでいる家に限られる。</p> | <p>「現に人が住んでいる家に限られる」は誤り。「住居」には、会社の事務所や大学の研究室、ホテルの客室など人が住んでいない場所も含まれる。</p> | × |
| 024 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>捜査機関が住居へ立ち入り、証拠品を捜索・押収するために必要な裁判官の令状は、捜索する場所及び押収する物を明示するものでなければならない。</p> | <p>憲法35条1項。明示とは、場所及び物が他と区別される程度の特定性を明らかに表示することである。</p> | ○ |

被告人の権利

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 025 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>被告人には、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利が認められており、平成21年に導入された裁判員制度は、公平な裁判に対する憲法の要請に応えることができる制度となっている。</p> | <p>判例は、裁判員裁判制度は、被告人の公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を保障した憲法37条1項に反しないとしている（最判平27.3.10）。</p> | ○ |
| 026 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>適正な裁判を確保するため、必要な期間を超えて不当に裁判を遅延させることは許されず、極端な遅延の場合には、裁判が打ち切られることがある。</p> | <p>最大判昭47.12.20。判例は、15年にわたって全く公判が開かれなかったケースについて、裁判を打ち切ったことがある。</p> | ○ |

一問一答

実務編

1 総務・警務・管理

警戒の空白を生じさせないための組織運営

| | | | |
|--|---|---|---|
| 001 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 安易な前例踏襲や所属・部門間の縦割り等が対策の遅れや警戒すべき事象の見落としにつながり、警戒の空白が生じるということがあってはならない。 | 情勢の変化に応じ、前例踏襲を排した体制や業務の見直しを適切に行うほか、先端技術・情報通信技術の活用等により、業務の合理化・効率化を徹底的に行い、能率的でメリハリのある組織運営を推進する。 | ○ |
| 002 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 治安事象への対応に警戒の空白が生じており、早急に手立てを講ずるべきと判断される分野等については、その本質的課題を見極めた上で、警察組織全体から捻出したリソースを重点的に投入する。 | そのほか、従来の枠組みにとらわれない連携を構築するなど、真に効果的な対応方策を検討し、対策を抜本的に強化する。 | ○ |

ワークライフバランス

| | | | |
|--|--|--|---|
| 003 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 早出遅出勤務、フレックスタイム制等各種勤務時間制度について、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、希望する職員には可能な限り活用させる。 | 特に、育児や介護を行う職員からの希望については、できる限り希望どおりに対応するよう配慮する。 | ○ |
| 004 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 育児や介護に従事する職員についても、画一的に配置先を決定することなく、本人から転勤も含めた勤務の希望について聴取し、可能な限り配慮する。 | 育児や介護に従事する職員が希望する勤務の在り方は、職員ごとに様々である点に留意する。 | ○ |

2 幹部の役割

リカバリー教養

| | | | |
|--|--|---|---|
| 005 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | リカバリー教養の対象は、失敗及びその対処に関する経験・知識が乏しく、対処に不慣れな若手職員であり、中高年等のベテラン職員が対象となることはない。 | リカバリー教養は、若手職員のほか、誤った経験則・知識に基づいて対処する可能性や、いわゆる慣れにより適切な対処を怠る可能性が考えられる中高年等のベテラン職員も対象とされる。 | × |
|--|--|---|---|

| | | | |
|---|---|--|---|
| 006 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | リカバリー教養は、単に対処方法を一般的・抽象的に教示するのではなく、対象となった職員の業務内容等の特性に応じて、具体的に行うことが有効である。 | 実際に起こりやすい失敗例や誤った対処方法を具体的に示した上で、正しい対処方法を教示するなど、効果的な教養を行う。 | ○ |
|---|---|--|---|

身上指導・監督

| | | | |
|---|--|--|---|
| 007 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 家庭に問題があると職務に専念できないだけではなく、非違事案を惹起するおそれもあるため、家庭訪問や家族への連絡等を行って身上把握・指導の推進に努める。 | 必要に応じて家族を含めた身上指導を行うほか、家族も利用することができる相談窓口を設置するなど、職場と家族とのつながりを醸成する。 | ○ |
| 008 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 何らかの問題を抱えて悩んでいる職員等に気付いたとしても、直ちに幹部職員に相談・報告することは、本人に不利になることから差し控える。 | 部下・同僚の身上に関する問題等を認知した場合には、組織として共有し、適切に対応する必要があるため、幹部への報告・相談を徹底する。 | × |

3 非違事案の防止

非違事案の未然防止

| | | | |
|---|--|--|---|
| 009 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 令和5年中の懲戒処分理由として最も多かったのは、「窃盗・詐欺・横領等」である。 | 処分理由では、「異性関係」(89人)が最も多かった。以下、「窃盗・詐欺・横領等」(58人)、「交通事故・違反」(48人)が続く。 | × |
| 010 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 飲酒関係の非違事案を防止するためには、飲酒自体を禁止するのではなく、適正な飲酒を心掛けるよう職員が自己を律することが重要である。 | 非違事案を防止するためには、非違事案に対する責任を厳格に追及することが前提ではあるが、職員にプライドを持たせて自発的行動を促すことが大切である。 | ○ |

4 犯罪被害者等支援

犯罪被害給付制度

| | | | |
|---|----------------------------------|--|---|
| 011 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 外国籍の旅行者が犯罪被害を受けた場合も、給付金の支給対象となる。 | 日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者は、支給対象から除外されている(犯給法3条)。 | × |
|---|----------------------------------|--|---|

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

012

国外犯罪被害弔慰金は、死亡した国外犯罪被害者の遺族に対して、国から生涯にわたって支給される。

「生涯にわたって」は誤り。犯罪被害者等給付金と同様、国から一時金として支給される。

×

5 ハラスメント

パワー・ハラスメント

013

同僚又は部下による言動であっても、パワー・ハラスメントに当たることがある。

パワー・ハラスメントは、上司と部下の関係に限らない。

○

セクシュアル・ハラスメント

014

同性に対する性的な言動も、セクシュアル・ハラスメントになる。

行為者や対象者は性別を問わない。

○

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

015

育児や介護のための制度の利用を希望する者に対して、業務の必要性により変更の相談をすることは、ハラスメントに当たる。

変更を強要しないのであれば、ハラスメントに当たらない。

×

016

懲戒処分の指針において、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントのうち重大なものをした場合は、免職又は停職の処分を受ける旨が規定されている。

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについては規定されていない。

×

6 監察・懲戒・分限

監察

| | | |
|---|---|---|
| <p>017</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <p>警察における監察とは、非違事案に対する責任追及を目的として、行政監督上の立場から調査又は検査することをいう。</p> | <p>警察における監察は、警察の能率的な運営及び規律の保持を目的としている。非違事案に対する責任追及だけでなく、第一線警察の機能を最大限に発揮させるとい理念の下に実施されている。</p> <p style="text-align: right;">×</p> |
|---|---|---|

懲戒処分

| | | |
|---|---|--|
| <p>018</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <p>懲戒事由は、①法令違反、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合である。</p> | <p>地公法 29 条 1 項。法令違反としては、地公法や特例法、条例等の服務規定に違反した場合などがある。</p> <p style="text-align: right;">○</p> |
|---|---|--|

分限処分

| | | |
|---|---|---|
| <p>019</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <p>分限処分の規定は、条件付採用期間中の職員や臨時的任用の職員には適用されない。</p> | <p>よって、勤務実績の不良なこと、心身に故障があること等に基づいて引き続き任用しておくことが適当でないと思われる場合、本人の意に反して免職することができる。</p> <p style="text-align: right;">○</p> |
|---|---|---|

7 福利厚生

メンタルヘルス対策

| | | |
|---|--|---|
| <p>020</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <p>セルフケアとは、自らのストレスに気付き、予防対処することである。</p> | <p>中長期的に安全で効果的なセルフケアを行うためには、メンタルヘルスリテラシーが大切である。</p> <p style="text-align: right;">○</p> |
| <p>021</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <p>惨事ストレスによる影響は、日々の訓練によって克服することができる。</p> | <p>惨事ストレスに対する反応は、異常な事態に対する正常な反応であり、いかに訓練を受けた警察官でも影響を受けることがある。</p> <p style="text-align: right;">×</p> |